

第 32 回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成 28 年 5 月 23 日（月）

午後 2 時～

泉区役所 1 階 1 A 会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) 第五次地区住居表示実施までのスケジュールについて
 - (2) 第五次地区地元説明会について
 - (3) 第六次地区現地調査結果報告について
 - (4) 次回検討委員会について
- 4 閉会

第五次地区の住居表示実施までのスケジュールについて

平成 27 年 9 月 17 日	<p>第 29 回検討委員会</p> <p>平成 27 年 2 月から計 4 回の検討を重ね、平成 27 年 9 月 17 日開催の第 29 回検討委員会で検討委員会としての実施区域と町名の案をまとめました。</p>
平成 27 年 10 月	<p>案の地元説明会案内など配付</p> <p>案の地元説明会の案内及び概要の説明資料を併せたチラシを全戸配付しました。</p>
平成 27 年 11 月	<p>案の地元説明会（計 4 回）</p> <p>案の地元説明会を開催しました。説明会では、住居表示制度・新町界・新町名案及び住居表示実施に伴う住所などの変更手続きについて説明を行いました。</p>
平成 28 年 1 月 15 日	<p>横浜市住居表示審議会</p> <p>住居表示の適正な実施を図るために「横浜市住居表示審議会条例」に基づき設置されている市長の諮問機関で、新町界・新町名案が実施基準を満たしているか等について審議し、了承をいただきました。</p>
1 月下旬から 3 月下旬まで	<p>基礎調査</p> <p>新住所の街区番号及び住居番号を決めるため、横浜市の委託業者が、街区を形成する道路等の調査や家屋の建ち並び状況の調査を行っております。</p> <p>なお、基礎調査の実施について対象地区にお住まいの方にお知らせするため、平成 28 年 1 月下旬に自治会・町内会で回覧・掲示していただきました。</p>
2 月 15 日	<p>案の公示</p> <p>審議会で案が承認されると、新町界・新町名案を広く事前周知するため、「住居表示に関する法律」第 5 条の 2 第 1 項に基づく公示を行います。2 月 15 日（月）の横浜市報に、新町界・新町名案を掲載しました。</p>
4 月下旬から 10 月中旬まで	<p>居住調査開始のお知らせ及び居住調査</p> <p>「通知書」発行の対象となる方、事業所の有無などについて、横浜市の委託業者が各戸を訪問し、調査を行っています。</p> <p>区民の方から、調査のためのハガキが届いているがどうすればいいのかなどの問い合わせをいただいています。</p>
6 月	<p>横浜市会</p> <p>住居表示に関する法律第 3 条第 1 項及び地方自治法 260 条第 1 項に基づき、新町界・新町名案等を横浜市会に提案します。横浜市会での議決によって、新町界・新町名が決定します。</p>
8 月	<p>実施の告示</p> <p>新町界・新町名案、住居表示実施日を告示します。8 月の横浜市報に新町界・新町名、住居表示実施日を掲載する予定です。</p>

9 月以降	<p>新住所通知・地元説明会開催のお知らせ及び地元説明会</p> <p>住居表示実施日の約 1 か月前に、新住所を通知します。併せて住居表示実施に伴う住所変更等手続について案内する「住居表示のしおり」や住居番号表示板、新旧対照案内図などを全戸配付します。</p> <p>また、住所変更等手続に関する地元説明会を開催します。地元説明会開催のお知らせのチラシは、「住居表示のしおり」等と一緒に全戸配付する予定です。</p>
10 月以降(予定)	<p>住居表示実施</p> <p>住居表示実施日以降は、住居表示に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、新住所をお使いいただきます。</p> <p>また、実施日以降に、住民の方々に住所変更等手続をお願いします。</p>

第五次地区地元説明会について

泉区和泉町住居表示第五次地区にお住まいの方への説明会を、以下のとおり開催する予定です。

○泉区和泉町住居表示第五次地区地元説明会(手続について)

日程	時間	会場
9月25日(日)	14時00分～15時30分	泉公会堂(講堂)
9月27日(火)	19時00分～20時30分	泉公会堂(講堂)
9月29日(木)	19時00分～20時30分	泉公会堂(講堂)
10月1日(土)	10時00分～11時30分	泉公会堂(講堂)

※四次地区は収容人数(120名)に限りがある区役所の会議室で行ったため、初回の説明会を午前・午後と2回開催しました。公会堂は368名収容できるため、午後1回の開催とします。

○泉区和泉町住居表示第五次地区地元説明会(不動産登記について)

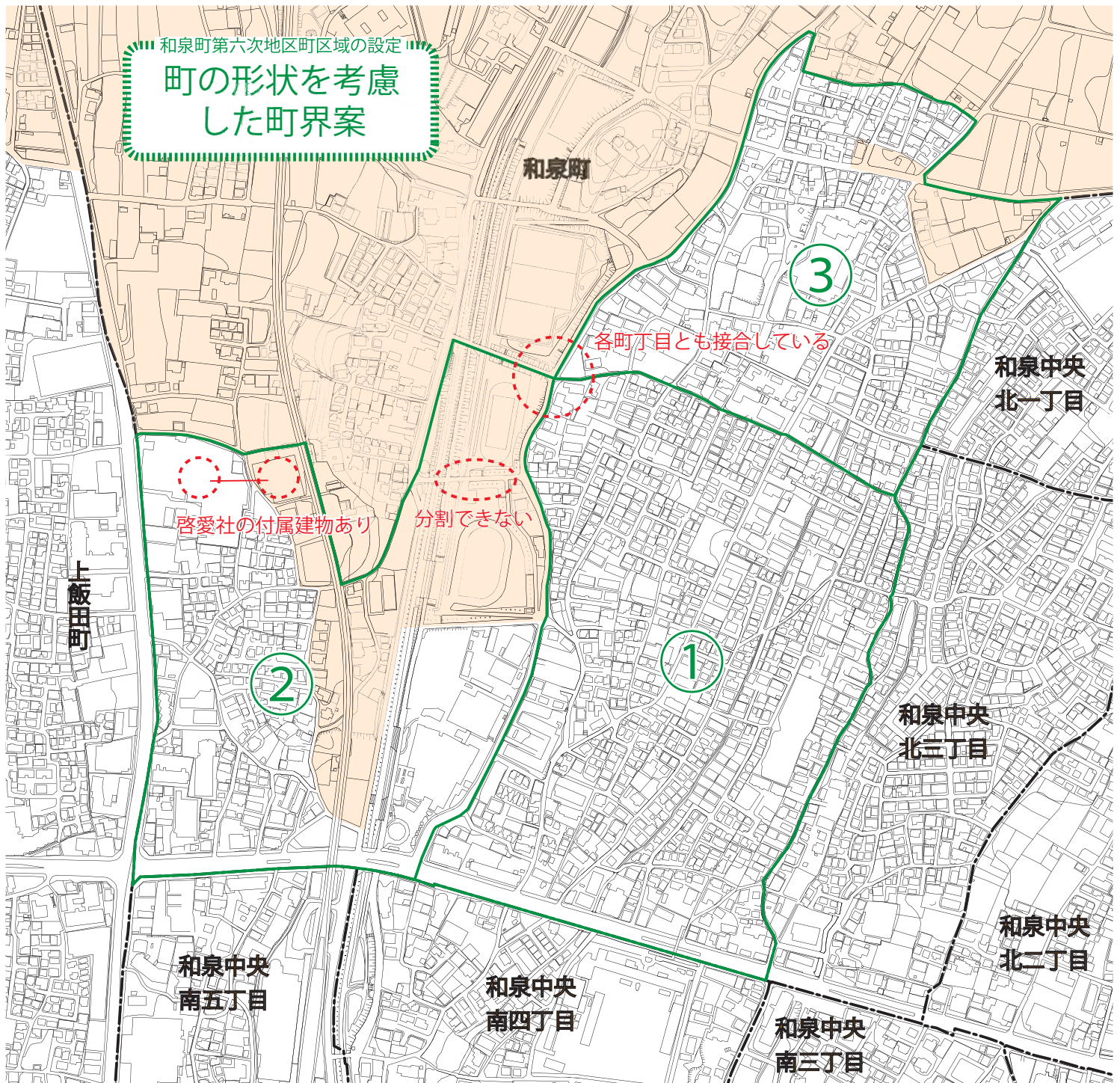
日程	時間	会場
11月15日(火)	16時00分～19時00分	泉公会堂 (第一会議室)
11月19日(土) 又は26日(土) 又は27日(日)	13時00分～16時00分	泉公会堂 (第一会議室) 予定

※1日あたり1時間×3回実施します

※現在、公会堂の抽選会(5月27日・28日実施)に参加する予定です。

和泉町 第六次地区 町区域の設定 (案)



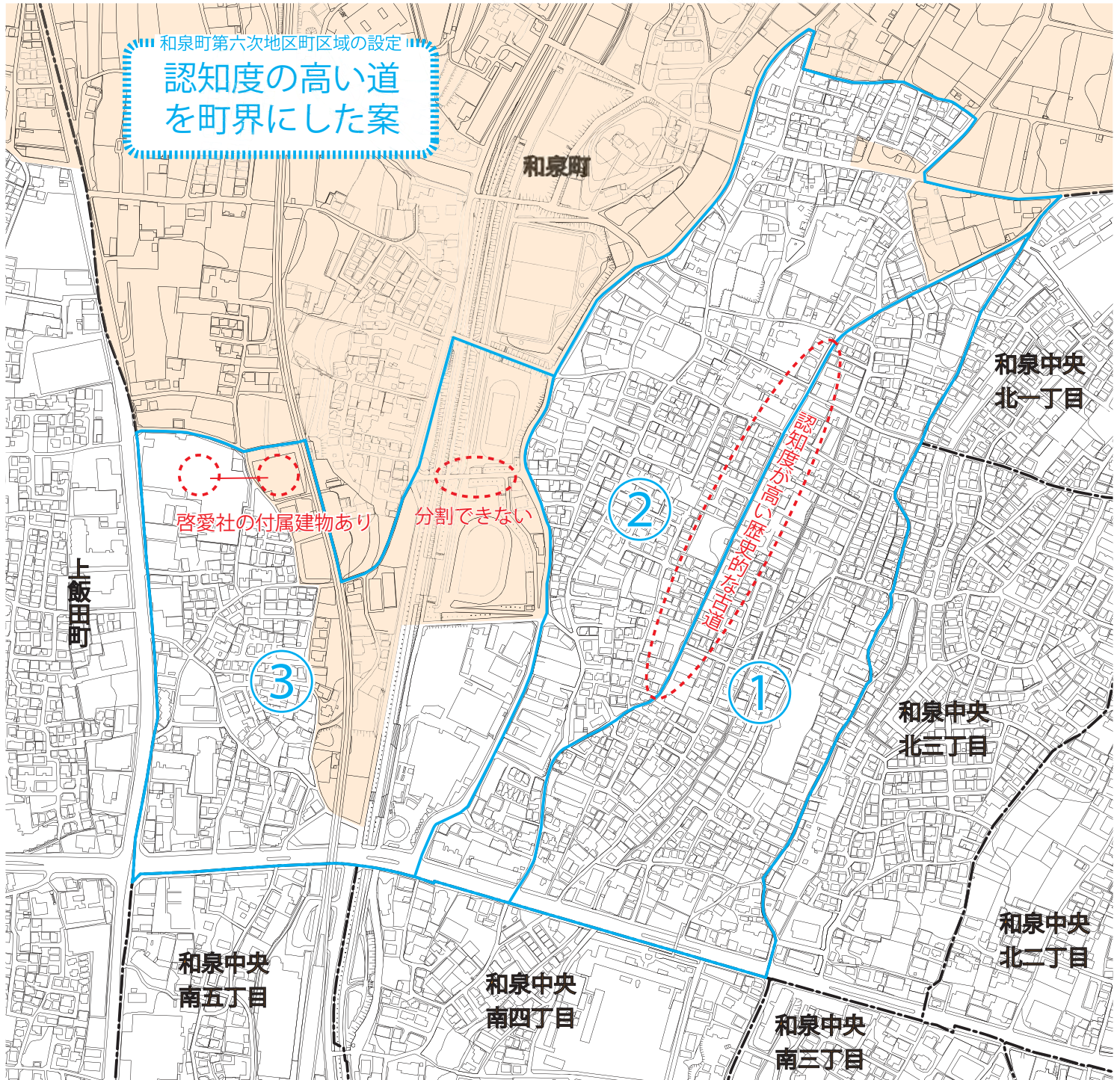


【町区域設定の特長】

- 01 第5次実施地区の町区域設定（和泉中央北一～三丁目）で付議された案を採用しました。
- 02 ②③に市街化調整区域を一部分だけ、最小限度に取り込みつつ、町形状のバランスを図りました。
(和泉川遊水地3・4池間は、地籍上分割できません)
- 03 ①②③の町丁目は、それぞれ和泉中央北四・五・六丁目としています。また、五・六・四、四・六・五とすることもできます。

町の面積		
①	0.198k m ²	40.1%
②	0.174k m ²	35.3%
③	0.121k m ²	24.6%
計	0.493k m ²	100.0%

- 町界線
- 新町界線
- 市街化調整区域



【町区域設定の特長】

- 01 地区内で認知度の高い道（区役所側道と大山道）を町界線とし、第4次実施地区町区域設定（和泉中央南四～五丁目）になりました。
- 02 ②③に市街化調整区域を一部分だけ、最小限度に取り込みつつ、町形状のバランスを図りました。
(和泉川遊水地3・4池間は、地籍上分割できません)
- 03 ①②③の町丁目は、それぞれ和泉中央北四・五・六丁目となります。

町の面積		
①	0.141 k m ²	28.6%
②	0.178 k m ²	36.1%
③	0.174 k m ²	35.3%
計	0.493 k m ²	100.0%

- 町界線
- 新町界線
- 市街化調整区域

区役所西側・市街化調整区域の一部検討図



地区内建物 103 軒
うち同番号 34 軒
(同番号同色で表示)

※行き止まり道路が多く、無闇に街区設定・付番を行うと、未造成区域が宅地開発された場合、既存住所の混乱が発生する恐れがあります。

「緑」案に取り込んだ場合の町面積

	区役所東側道を町界線		区役所西側川を町界線	
①	0.198 k m ²	36.1%	0.270 k m ²	49.3%
②	0.229 k m ²	41.8%	0.157 k m ²	28.6%
③	0.121 k m ²	22.1%	0.121 k m ²	22.1%
計	0.548 k m ²	100.0%	0.548 k m ²	100.0%